

京都市訓令甲第16号

庁 中 一 般

京都市助役事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成16年7月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

第2条第1項中「南部創造のまちづくり」の右に「及び国家戦略としての京都創生の推進」を加える。

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)